

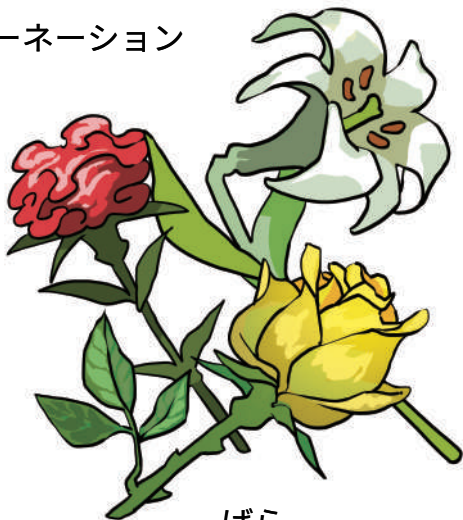
6 類

生きている樹木その他の植物及びりん茎、根その他
これらに類する物品並びに切花及び装飾用の葉

ばら、カーネーション、ゆり（リリウム属
のもの）

ゆり

カーネーション

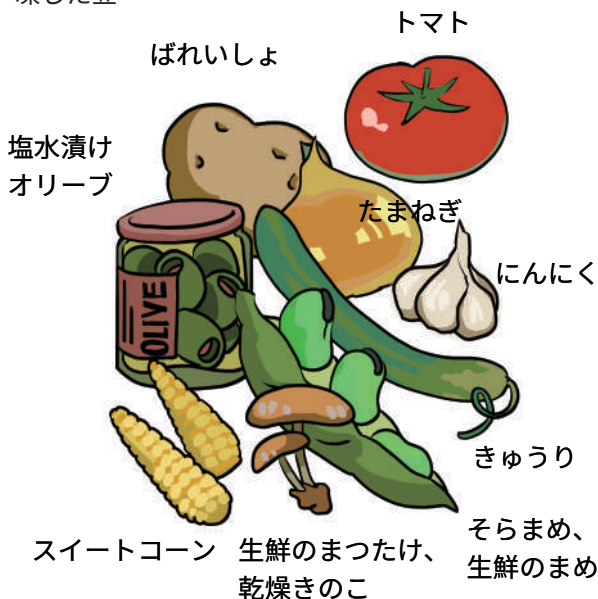


ばら

7 類

食用の野菜、根及び塊茎

トマト、たまねぎ、スイートコーン、生鮮のまつたけ、そらまめ（乾燥）、生鮮の豆、塩水漬けオリーブ、乾燥きのこ、ばれいしょ、きゅうり、にんにく、冷凍した豆



8 類

食用の果実及びナット、かんきつ類の 果皮並びにメロンの皮

生鮮のアーモンド、乾燥くるみ、ココヤシの実、
生鮮のアボカド、すいか、ピスタチオナット、
ブラックカーラント、ホワイトカーラント

すいか

ココヤシの実

アボカド

ブラック
カーラント

グレープフルーツ

アーモンド



8 類

食用の果実及びナット、かんきつ類の 果皮並びにメロンの皮

重要な部・類の注

《第8類 食用の果実及びナット、かんきつ類の果皮並びにメロンの皮の注の規定》

- 1 この類には、食用でない果実及びナットを含まない。
- 2 冷蔵した果実及びナットは、当該果実及びナットで、生鮮のものと同じの項に属する。
- 3 この類の乾燥した果実及びナットには、少量の水分を添加したもの又は次の処理をしたものを含む。
 - (a) 保存性又は安定性を向上させるための処理（例えば、穏やかな加熱処理、硫黄くん蒸及びソルビン酸又はソルビン酸カリウムの添加）
 - (b) 外観を改善し又は維持するための処理（例えば、植物油又は少量のぶどう糖水の添加）ただし、乾燥した果実又はナットの特性を有するものに限る。

9 類

コーヒー、茶、マテ及び香辛料

しょうが、乾燥とうがらし、茶（香味を付けてあるかないかを問わない）、月桂樹の葉、うこん、サフラン

コーヒー



茶

月桂樹の葉

乾燥とうがらし

10 類

穀物

精米、玄米、ライ麦、オート、そば、
とうもろこし、小麦、メスリン

玄米

精米



とうもろこし

ライ麦、オート、
小麦、メスリン

11 類

穀粉、加工穀物、麦芽、でん粉、 イヌリン及び小麦グルテン

ばれいしょの粉、ばれいしょでん粉、とうもろこし粉、
いった麦芽、乾燥した豆の粉

いった麦芽

ばれいしょの粉、
ばれいしょでん粉、
とうもろこし粉

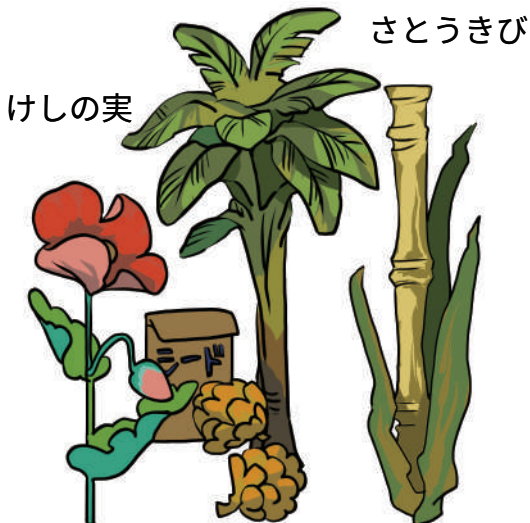


12 類

採油用の種及び果実、各種の種及び果実、工業用又は
医薬用の植物並びにわら及び飼料用植物

落花生、油やしの実、けしの実、ごま、大豆、
海草、てんさい、さとうきび、こんにゃく芋

油やしの実



13 類

ラック並びにガム、樹脂その他の
植物性の液汁及びエキス

ポップエキス、アロエエキス



14 類

植物性の組物材料及び他の類に
該当しない植物性生産品

竹、いぐさ

竹

いぐさ

